

こどもの権利に関する意識調査について

1 概要

区民のこどもの権利に関する意識等を把握し、「(仮称)こどもの権利に関する条例」を制定するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象者及び調査方法

調査方法は、WEB アンケート形式とする。

調査対象者に対して、(1)から(3)は QR コードを掲載したはがきを送付し、(4)は区報、区 HP、SNS、区設掲示板等で周知するほか、QR コードを掲載したチラシを区有施設等で配架する。

	調査対象者	はがき送付予定数
(1)	小学1～3年生本人	約 6,500 枚
(2)	小学4～6年生本人	約 6,500 枚
(3)	中学生及び高校生等本人	約 11,500 枚
(4)	大人※	

※ 就学前児童の保護者については、就学前児童宛にはがき（約 12,000 枚）を送付し、保護者に回答してもらう。

3 調査項目等

調査項目は、こどもの権利の理解度等を把握する内容とし（詳細は別紙のとおり）、2(1)から(3)のこども向けのアンケートは、年齢等に配慮した表現のものとする。

4 調査時期（予定）

令和6年10月～11月

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年	10月～11月	調査
	11月～12月	集計・分析
令和7年	1月	子ども・子育て会議等（調査結果の報告）
	2月	議会報告

6 その他

就学前児童や障害のある方等については、個別に対面形式でのヒアリング調査を行う。

文京区こどもの権利に関する意識調査 調査項目（大人向け）（案）

Q1	あなたの年齢を教えてください。
	18、19歳
	20～29歳
	30～39歳
	40～49歳
	50～59歳
	60～69歳
	70～79歳
	80歳以上

Q2	あなたのご家族に以下のお子さんはいますか。
	未就学児
	小学1～3年生
	小学4～6年生
	中学生
	高校生等
	いない

Q2-1	※前問で「1」～「5」と回答した者のみ あなたは日頃、お子さんの話を聞いていますか（気持ちを受け止めていますか）。
	聞いている
	やや聞いている
	あまり聞いていない
	聞いていない

Q3	すべてのこどもには、守られて育つことや自分の意見を自由に発言するなど、ありのままの自分で生きるために大切な「こどもの権利」があります。 こうした「こどもの権利」があることを知っていますか。
	内容まで知っている
	言葉だけは知っている
	知らない

Q4	あなたがこどもの権利だと思っているものをすべて教えてください。
	命が守られ、尊重されること
	健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
	安全・安心に過ごせること
	遊び、学び、休むこと
	様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、親しむこと
	ゆったりと安心できる場所で休めること
	くり返し挑戦できること
	適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
	個性が認められ、自分の可能性が大切にされること
	こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
	身体的または精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
	あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること
	悩んでいること、困っていること等を相談できること
	こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること
	自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること
	仲間をつくり、集まること
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

Q5	日々の生活の中で守られていないと感じるこどもの権利をすべて教えてください。
	命が守られ、尊重されること
	健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
	安全・安心に過ごせること
	遊び、学び、休むこと
	様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、親しむこと
	ゆったりと安心できる場所で休めること
	くり返し挑戦できること
	適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
	個性が認められ、自分の可能性が大切にされること
	こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
	身体的または精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
	あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること
	悩んでいること、困っていること等を相談できること
	こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること
	自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること
	仲間をつくり、集まること
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

Q6	「こどもの権利」と聞いて、思い浮かべるイメージに近いものをすべて教えてください。
	生まれたときから持っているもの
	子どもが人間らしく生きるために必要なもの
	子どもがよりよい成長をしていくために役立つもの
	大人と同様、当然認められるもの
	親がある程度制限できるもの
	権利は責任を果たしてこそ認められるもの
	子どもをわがままにするもの
	大人にとって面倒なもの
	その他（ ）
	わからない

Q7	文京区には、こどもが困ったときに相談できる場所があります。知っているものをすべて教えてください。
	教育センターの「総合相談室」（発達や教育についての悩みや心配事を相談できる窓口です）
	保健サービスセンターの相談サービス（心と体の健康を相談できる窓口です）
	子ども家庭支援センターの相談事業（子育て世帯の生活上の様々な相談をお受けします）
	東京都児童相談センター（こどもたちの権利を守り、ともに考えていく相談窓口です）
	知らない

Q8	こどもと関わる具体的な場面を想像してみてください。 あなたは今後どのようなことを意識して、こどもと関わりたいと思いますか。すべて教えてください。
	こどもの意見を聴き、その意見をこどもの発達に応じて十分に考慮する
	こどもに関することを決める際には、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考える
	こどもを大人と同じ権利をもつ存在として尊重する
	こどもの「自分でやりたい気持ち」を尊重する
	こどもから悩みや不安を相談された際は、まずはありのままに受け止める
	日ごろからこどもと話す時間を大切にする
	その他（ ）
	わからない
	特になし

Q9	こどもの権利についてご意見やご要望、期待することなどがありましたら、自由にご回答ください。 ※文京区では、（仮称）こどもの権利に関する条例制定に向けて、こどもの権利に関する基本的な考え方（骨子）を9月にまとめ、ホームページに公表しています。 この基本的な考え方についても、ご意見やご要望などがありましたら、自由にご回答ください。

Q1	あなたの学年を教えてください。
	中学 1 年生
	中学 2 年生
	中学 3 年生
	高校 1 年生相当
	高校 2 年生相当
	高校 3 年生相当

Q2	あなたと一緒に暮らしている人をすべて教えてください。
	父
	母
	祖父
	祖母
	兄・姉
	弟・妹
	その他のこども・大人
	同居している人はいない

Q3	あなたは今の自分のことが好きですか。
	好き
	まあまあ好き
	あまり好きではない
	嫌い

Q4	あなたは他の人の意見や気持ちを尊重していますか。
	尊重している
	やや尊重している
	あまり尊重していない
	尊重していない

Q5	すべてのこどもには、守られて育つことや自分の意見を自由に発言するなど、ありのままの自分で生きるために大切な「こどもの権利」があります。 こうした「こどもの権利」があることを知っていますか。
	内容まで知っている
	言葉だけは知っている
	知らない

Q6	あなたがこどもの権利だと思っているものをすべて教えてください。
	命が守られ、尊重されること
	健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
	安全・安心に過ごせること
	遊び、学び、休むこと
	様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、親しむこと
	ゆったりと安心できる場所で休めること
	くり返し挑戦できること
	適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
	個性が認められ、自分の可能性が大切にされること
	こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
	身体的または精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
	あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること
	悩んでいること、困っていること等を相談できること
	こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること
	自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること
	仲間をつくり、集まること
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

Q7	日々の生活の中で守られていないと感じるこどもの権利をすべて教えてください。
	命が守られ、尊重されること
	健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
	安全・安心に過ごせること
	遊び、学び、休むこと
	様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、親しむこと
	ゆったりと安心できる場所で休めること
	くり返し挑戦できること
	適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
	個性が認められ、自分の可能性が大切にされること
	こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
	身体的または精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
	あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること
	悩んでいること、困っていること等を相談できること
	こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること
	自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること
	仲間をつくり、集まること
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

Q8	困ったときに相談できる場所で、知っているものをすべて教えてください。
	教育センターの「総合相談室」（発達や教育についての悩みや心配事を相談できる窓口です）
	保健サービスセンターの相談サービス（心と体の健康を相談できる窓口です）
	子ども家庭支援センターの相談事業（子育て世帯の生活上の様々な相談をお受けします）
	東京都児童相談センター（こどもたちの権利を守り、ともに考えていく相談窓口です）
	知らない

Q9	こどもの権利についてご意見やご要望、期待することなどがありましたら、自由にご回答ください。 ※文京区では、（仮称）こどもの権利に関する条例制定に向けて、こどもの権利に関する基本的な考え方（骨子）を9月にまとめ、ホームページに公表しています。 この基本的な考え方についても、ご意見やご要望などがありましたら、自由にご回答ください。

文京区こどもの権利に関する意識調査 調査項目（小学4～6年生向け）（案）

Q1	がくねん おし あなたの学年を教えてください。
	しょうがく ねんせい 小学4年生
	しょうがく ねんせい 小学5年生
	しょうがく ねんせい 小学6年生

Q2	いっしょ ひと おし あなたと一緒にくらしている人をすべて教えてください。
	とう お父さん
	かあ お母さん
	おじいさん
	おばあさん
	にい ねえ お兄さん・お姉さん
	おとうと いもうと 弟・妹
	ほか おとな その他のこども・大人

Q3	いま じぶん あなたは今の自分のことが好きですか。
	すき
	まあまあすき
	あまり好きではない
	きらい

Q4	ひと いけん き も だいじ あなたはまわりの人の意見や気持ちを大事にしていますか。
	だいじ 大事にしている
	だいじ やや大事にしている
	だいじ あまり大事にしていない
	だいじ 大事にしていない

Q5	ひと たいせつ じぶん き も じゅう い すべてのこどもには、まわりの人から大切にもらえて、自分の気持ちを自由に言うことができる「こども ものけんり」があります。「こどものけんり」があることを知っていますか。
	ないよう し 内容まで知っている
	ことば し 言葉だけは知っている
	し 知らない

Q6	あなたがこどものけんりだと思っているものをすべて教えてください。
	いのち まも たいせつ 命が守られて、大切にされる
	げんき びょうき とき いしゃ 元気にすごし、病気の時はお医者さんにみてもらえる
	あんぜん あんしん 安全・安心にすごせる
	あそ まな やす 遊び、学び、休む
	ぶんか たの 文化、がいじゅつ、スポーツを楽しむ
	ほっとできる ばしょ やす ほっとできる場所で休める
	かえ くり返しちょうせんできる
	おうえん されながら、がんばれる
	じぶん じしん じぶん 自分自身や自分のやりたいことがみとめてもらえる
	りゆう こどもであることを理由にひどいことをされない
	い たたかれたり、ひどいことを言われたりしない
	う あんしん い さべつやいじめなどをうけずに安心して生きていくことができる
	そうだん なやんでいること、こまっていることを相談できる
	し 知られたくないことは知られないようにできる
	じぶん いけん かんが き も い たいせつ 自分の意見、考え、気持ちを言うことができ、それが大切にされる
	ともだち あつ 友達をつくり、みんなで集まる
	た その他（ ）
	なか あ この中に当てはまるものはない

Q7	あなたやあなたのまわりで守られていないと感じるこどものけんりをすべて教えてください。
	いのち まも たいせつ 命が守られて、大切にされる
	げんき びょうき とき いしや 元気にすごし、病気の時はお医者さんにみてもらえる
	あんぜん あんしん 安全・安心にすごせる
	あそ まな やす 遊び、学び、休む
	ぶんか たの 文化、げいじゅつ、スポーツを楽しむ
	ばしよ やす ほっとできる場所で休める
	かえ くり返しちようせんできる
	おうえん おうえんされながら、がんばれる
	じぶんじしん じぶん 自分自身や自分のやりたいことがみとめてもらえる
	りゆう こどもであることを理由にひどいことをされない
	い たたかれたり、ひどいことを言われたりしない
	う あんしん い さべつやいじめなどを受けずに安心して生きていくことができる
	そうだん なやんでいること、こまっていることを相談できる
	し 知られたくないことは知られないようにできる
	じぶん いけん かんが き も い たいせつ 自分の意見、考え、気持ちを言うことができ、それが大切にされる
	ともだち あつ 友達をつくり、みんなで集まる
	た その他（ ）
	なか あ この中に当てはまるものはない

Q8	こまったときに相談できる場所で、知っているものをすべて教えてください。
	きょういく そうごうそうだんしつ はったつ きょういく しんばいごと そうだん まどぐち 教育センターの「総合相談室」（発達や教育についてのなやみや心配事を相談できる窓口です）
	そうだん こころ からだ そうだん まどぐち ほけんサービスセンターの相談サービス（心と体のけんこうを相談できる窓口です）
	こ かてい そうだんじぎょう こそだ せたい せいかつじょう さまざま そうだん う 子ども家庭しえんセンターの相談事業（子育て世帯の生活上の様々な相談をお受けします）
	とうきょうとじどうそうだん まも かんが そうだんまどぐち 東京都児童相談センター（こどもたちのけんりを守り、ともに考えていく相談窓口です）
	し 知らない

Q9	こどものけんりについて思ったこと、つたえたいことがあれば、自由に書いてください。

Q1	あなたの がくねんを、おしえてください。
	しょうがく 1 ねんせい
	しょうがく 2 ねんせい
	しょうがく 3 ねんせい

Q2	あなたと いっしょに くらしている ひとを、すべて おしえてください。
	おとうさん
	おかあさん
	おじいさん
	おばあさん
	おにいさん・おねえさん
	おとうと・いもうと
	そのほかの こども・おとな

Q3	あなたは、いまの じぶんのことが、すき ですか。
	すき
	まあまあ すき
	あまり すきではない
	きらい

Q4	あなたは、まわりの ひとの いけんや きもちを、だいじに していますか。
	だいじに している
	やや だいじに している
	あまり だいじに していない
	だいじに していない

Q5	すべての こどもには、まわりの ひとから たいせつにして もらえて、じぶんの きもちを じゆうに いうことが できる「こどもの けんり」があります。 「こどもの けんり」があることを していますか。
	している
	しらない

Q6	あなたが、たいせつだと おもっているものを、すべて おしえて ください。
	いのちが まもられる。たいせつにされる
	げんきで いられる。びょうきのときは おいしゃさんに みてもらえる
	あんぜん・あんしんに すごせる
	あそんだり、べんきょうしたり、やすんだりする
	えや、おんがくや、うんどうを たのしむ
	ほっとできる ばしょが ある
	まちがえても もういちどできる
	おうえんされながら、がんばれる
	じぶんじしんや じぶんの やりたいことを、みとめてもらえる
	こどもで あることを りゆうに ひどいことを されない
	おとなから たたかれたり、いやなことを いわれたりしない
	いじめられたり、なかまはずれに されたりしない
	なやんだり、こまったりしたら、そうだんできる
	しられたくないことは、しられないようにできる
	じぶんの きもちが いえる。ちゃんと きいてもらえる
	ともだちをつくる。みんなで あつまる
	そのた（ ）
	このなかには ない

Q7	あなたや あなたの まわりで、できていないと おもうものを、すべて おしえて ください。
	いのちが まもられる。たいせつにされる
	げんきで いられる。びょうきのときは おいしゃさんに みてもらえる
	あんぜん・あんしんに すごせる
	あそんだり、べんきょうしたり、やすんだりする
	えや、おんがくや、うんどうを たのしむ
	ほっとできる ばしょが ある
	まちがえても もういちどできる
	おうえんされながら、がんばれる
	じぶんじしんや じぶんの やりたいことを、みとめてもらえる
	こどもで あることを りゆうに ひどいことを されない
	おとなから たたかれたり、いやなことを いわれたりしない
	いじめられたり、なかまはずれに されたりしない
	なやんだり、こまったりしたら、そうだんできる
	しられたくないことは、しられないようにできる
	じぶんの きもちが いえる。ちゃんと きいてもらえる
	ともだちをつくる。みんなで あつまる
	そのた（ ）
	このなかには ない

Q8	こどもの けんりについて おもったこと、つたえたいことが あれば、じゆうに かいて ください。